

辯護側書類一四〇〇一G-1五

第八七〇二施行令

一九四一年三月四日

ルーズベルト大統領署名
一九四〇年七月二日議會ヲ通過セル、國防強化促進ノ法律、第六項
ノ規定ニ依リ附與サレタル權限ニ從ヒ、余ハニココニ一九四一年三月
四日ノ余ノ布告ノ中ニ列舉セル物品及材料ノ輸出ヲ取締ル次ノ如キ附
加的規則ヲ規定スル。

一、前記布告中ニ舉ゲラレタル物品及材料ハ次ノモノヲ包含スルト解ス
ベシ。

〔カドミウム

鑄石ト精鑄

合 金

カドシウム鹽類及化合物

鹽化カドミウム

D.D. #1400-6-5

D.D. # 1410 G-5

酸化カドミウム

硫酸カドミウム

メツキ用カドミウム

カドミウム顔料

カーボン、ブラック

ガス、プラック含ムカーボン、ブラック

椰子油

食用油

非食用油

コブラ

クレゾール酸及クレゾール(譯証同一物ナリ)

内輸出管理下ニ在ル植物油ヨリ製造セル脂油

グリセリン

バーム核油及バーム核

バーム核油

食 用 油

バーム核

内松實油

日石油 食用油

非 食 用 油

シエラツク

ラツク、粗型ラツク、シードラツク、ボタンラツク、棒ラツク
漂白セザルシエラツク（赤ラツク）

漂白セルラツク（白ラツク）

日シエラツク

鑽石及ビ精鑽

チタン鐵鑄

金屬 紅石金合

D.D. # 1400 G-5

チタン鹽類及化合物

二酸化チタン

四酸化チタン

× × × × × ×

三一九四〇年七月二日ノ法律ノ第六項ニ從ヒ、一九四〇年七月二日發

令サレタル諸規則ノミナラズ、規則第二乃至第十二號モ、一節トヨリ^ハマテニ舉ゲラレタル物品及材料ノ輸出ニ適用セラル。

四ココニ、一九四一年三月四日ノ余ノ布告中ニ列舉セル物品、及材料
ヲ其規定規中ニ包含スル如ク、第八六四〇施行令ヲ改正スル。

一九四一年三月四日

フランクリンディ、ルーズベルト

於 白聖館

・米國對外關係ノ日本、一九三一年一四一年、第二卷二五五、二五六

二五七百ヨリ抜萃